

(様式例)

## 「教師への道」インターンシップ事業 契約書

学生名 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と 学校名 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、「教師への道」インターンシップ事業に関し、次のとおり契約を締結する。

### 1 活動の期間

- 活動の期間は、令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までとする。
- 活動する曜日、時間等については、原則として次のとおりとする。

### 2 活動の内容

活動の内容については、原則として次のとおりとする。

### 3 契約の遵守

「教師への道」インターンシップ事業実施要項(以下「実施要項」という。)第5条の規定に基づく協定書(以下「協定書」という。)第2条により、甲、乙とも契約を遵守する。

### 4 災害の補償

「実施要項」第6条により、甲は、本事業の実施にあたり、甲を被保険者とする保険に加入し、インターンシップ等の活動及び移動中の事故、学校園の幼児・児童・生徒等他者への傷害、財物の破損等について、甲が被保険者として加入している保険の範囲で補償する。

### 5 守秘義務

「協定書」第4条により、甲は、活動期間中に活動先において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、乙は甲の個人情報を漏らしてはならない。いずれも活動を終了した後も同様とする。

### 6 活動の中止

「実施要項」第7条により、乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、活動を中止させることができる。

- 不適切な行為、非行その他の理由により、学校園で活動する者としての適格性を欠くと認められる場合
- 学校園の長その他職員の指示に従わない場合
- 心身の故障のため、インターンシップ等の活動の継続が困難と認められる場合
- その他前各号に準ずる場合

### 7 その他

この契約書に定めるもののほか、「実施要項」及び「協定書」に定めていない事項や疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙は、岡山県教育委員会及び当該市町村(組合)教育委員会と協議の上定めるものとする。

この契約書は2通作成し、記名押印の上、各自その1通を保存する。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(甲) 住所: \_\_\_\_\_ (乙) 住所: \_\_\_\_\_

大学・短大名: \_\_\_\_\_ 学校名: \_\_\_\_\_

学生氏名: \_\_\_\_\_ 印 代表者職・氏名: \_\_\_\_\_ 印